

Vol. 16 No. 70 2020年01月

受動喫煙防止対策は、なぜ必要か？

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の人が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者が講ずるべき措置等について定めた改正健康増進法が2018年7月に公布されました。今後、段階的に施設等の類型に応じて、敷地内禁煙、原則屋内禁煙といった措置を講ずることが法律上の義務となり、2020年4月までの段階的な施行期日となります。

○用語及び類型について

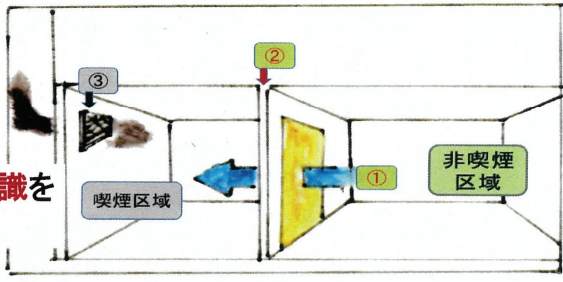
「屋内」とは外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部を指し、これに該当しないものは「屋外」となっています。

第一種施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校、児童福祉施設 ・病院、診療所 ・行政機関の庁舎等 	<p>敷地内禁煙</p> <p>屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置の取られた場所に、喫煙場所を設置することができる</p>
第二種施設	
<p>上記以外の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所、工場 ・ホテル、旅館 ・飲食店 	<p>原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）</p> <p>受動喫煙防止手法を経営判断により選択</p> <p>屋内禁煙 又は 喫煙専用室設置 又は 加熱式たばこ専用の喫煙室設置</p> <p>※喫煙専用室には、20歳未満立ち入り禁止</p>

第二種施設での喫煙専用室の設置イメージ

- ① 出入口における室外から室内への風速が**0.2m/s以上**のこと。
- ② 壁、天井等によって**区画されていること。**
- ③ たばこの煙が**屋外に排気されていること。**

※必要事項を記載した**標識**を掲示すること。



一般財団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 受動喫煙防止対策説明会資料より

平成理研(株)では労働環境・衛生、受動喫煙防止対策において重要な設備である喫煙専用室等の調査(3か月以内に1回の頻度)・評価を行っています。また、受動喫煙防止対策の助成金受給申請(労働局)の支援も行っております。

環境科学センター 大気環境部 坂本光広

編集後記 日に日に寒さが厳しくなり、冬到来です。今年は例年より1ヶ月も早くインフルエンザの流行が始まったともニュースが伝えていました。数年前、インフルエンザに罹患し病院にいったところ、お医者様に「鼻呼吸をするとインフルエンザや風邪にかかりにくくなるよ!」と教えていただきました。鼻の粘膜が外界からのバリアになることや、口をいつも閉じることで、表情筋も鍛えられ、あごのラインがシュッとすると色々教えていただきました。皆様も風邪などひかぬようマスクとともに鼻呼吸、いかがですか？

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施工・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社・環境科学センター・環境保全センター環境装置部・群馬営業所・茨城営業所・白河営業所は環境マネジメントシステム ISO14001:2015の認証取得事業所です。

環境科学センターは品質マネジメントシステム ISO9001:2015の認証取得事業所です。